

三田市告示第45号

公共下水道の供用開始の告示

公共下水道の供用を開始するので、下水道法第9条に基づき、次のとおり告示する。
その関係図面は、告示の日の翌日より2週間、三田市上下水道部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 1 日

三田市公共下水道管理者
三田市長 田村 克也

記

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日

令和 8 年 4 月 15 日

- 2 供用（下水の処理）を開始する区域

三田市 天神 地内

- 3 供用を開始する排水施設の位置

管路番号	起 点	終 点
第3処理分区		
R07-46b1	天神2丁目2996番地2	天神2丁目2979番地4

- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分 流 式

- 5 終末処理場の位置及び名称

神戸市北区道場町生野字飛瀬
武庫川上流浄化センター

- 6 略 図 （別紙のとおり）